

審査基準整理票

処分名	保育料の減免		
根拠法令名	大津市立保育所の管理運営に関する規則 (昭和50年4月1日規則第13号)	(条項) 第6条第1項	
基準法令名	大津市立保育所の管理運営に関する規則 (昭和50年4月1日規則第13号)	(条項) 第6条第1項	
所管部署	福祉部子ども未来局 保育幼稚園課 利用者支援係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 大津市特定教育・保育施設保育料等減免取扱要領 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>(一部抜粋)</p> <p>第2条 保育料等の減免は、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）又はその者が属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行うものとし、減免後の保育料等は、別表に定める市町村民税所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する合計所得金額をいう。以下「所得割額」という）に応じ算定した額とする。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の2以上であり、かつ、前々年（減免を受けようとする保育料等の該当月が9月分から12月分までの場合にあつては前年。以下同じ。）中の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,000万円以下の場合</p> <p>(2) 心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少し、かつ、前々年中の合計所得金額が300万円以下の場合</p> <p>(3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく減少し、かつ、前々年中の合計所得金額が300万円以下の場合</p> <p>(4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少した場合</p>			

参 考

〔根拠法令〕

大津市立保育所の管理運営に関する規則

（保育料の減免）

第6条 条例第4条第2項の特別の事情は、府例第56条各号に定める事由があることにより第4条に規定する額を負担することが困難と認められる場合とする。

- ※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。